

習志野市都市部における保育所等への賃借料支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、賃借物件において運営される民間認可保育所等の安定的な運営を図り、児童の福祉の増進に寄与するため、習志野市都市部における保育所等への賃借料支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、習志野市補助金等交付規則(平成20年規則第12号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「民間認可保育所等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第4項の規定により千葉県知事の認可を得て設置し、又は設置されている法第39条第1項に規定する施設
- (2) こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項の規定による千葉県知事の認可を受けて設置されている同法第2条第6項に規定する施設
- (3) 小規模保育事業所 法第34条の15第2項の規定により習志野市長の認可を得て設置する施設

2 この要綱において「賃借料加算」とは、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号)第1条第51号に規定する賃借料加算をいう。

(事業の内容)

第3条 対象事業は、次のとおりとする。

- (1) こども園 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受けた児童に係る利用者数をこども園全体の利用定員数で除した数を施設の建物賃借料(年額。以下同じ。)に乗じた額から賃借料加算(年額。以下同じ。)の額を差し引いた額の一部を補助する。
- (2) 保育所及び小規模保育事業所 施設の建物賃借料から賃借料加算の額を差し引いた額の一部を補助する。

(補助対象者等)

第4条 補助金交付の対象者(以下「補助対象者」という。)は、民間認可保育所等の建物賃借料が賃借料加算の額の3倍を超える施設を運営する者とする。

2 上記を満たさない場合であっても、年度途中に開設する民間認可保育所等においては、開設年度に限り、建物賃借料が賃借料加算の額の2倍を超える施設を補助対象者とする。

3 対象経費、基準額及び補助率は、別表第1に定めるとおりとし、算出した補助額に千円未満の

端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（交付の条件）

第5条 交付規則第7条の規定による条件は、次のとおりとする。

（1）次の施設の区分に応じて、別に定める次の基準を遵守すること。

ア 保育所 習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準

イ こども園 習志野市幼保連携型認定こども園設置及び運営に関する基準

ウ 小規模保育事業所 習志野市小規模保育事業実施要領

（2）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。また、補助対象事業者が証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に当該証拠書類等を引き継ぐこと。

（交付の申請）

第6条 交付申請書の様式は、交付規則第5条第3項の規定により習志野市都市部における民間認可保育所等への賃借料支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）とし、習志野市都市部における保育所等への賃借料支援事業補助金申請額調書（別記第2号様式）及び別表第2に掲げる書類を添付して、当該年度の3月末日までに市長に提出するものとする。

（実績報告）

第7条 実績報告書の様式は、交付規則第16条第2項の規定により習志野市都市部における民間認可保育所等への賃借料支援事業補助金実績報告書（別記第3号様式）とし、習志野市都市部における保育所等への賃借料支援事業補助金実績報告額調書（別記様式第4号）及び別表第3に掲げる書類を添付して提出するものとする。

（交付の特例）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月27日から施行し、令和3年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第1(第4条)

対象経費	基準額	補助率
都市部における保育所等への賃借料支援事業を実施するために必要な賃借料	第4条第1項該当施設 1施設当たり年額 22,000,000円	3/4
	第4条第2項該当施設 1施設当たり年額 12,000,000円	

別表第2(第6条)

交付申請時に添付する資料	当該施設の賃貸借契約書の写し その他市長が必要と認めるもの
--------------	----------------------------------

別表第3(第7条)

実績報告時に添付する資料	当該施設の賃借料支払い状況がわかる資料 その他市長が必要と認めるもの
--------------	---------------------------------------